塩 竈 市 臨 時 記 者 会 見

日　時 ： 令和 7 年 1 月 23 日(木)10 時 00 分～
場　所 ： 塩竈市役所本庁舎 3 階 北側委員会室

－ 次　第 －

1．　市長あいさつ

2．　説明項目

・地方卸売市場塩竈市魚市場の不適切取引に係る本市の対応について
[産業建設部 水産振興課 ☎022-781-7706]

3．　質疑応答

4．　そ の 他

説明事項に関するお問い合わせ
塩竈市産業建設部　水産振興課
☎022-781-7706

令和７年１月２３日
産業建設部水産振興課

地方卸売市場塩竈市魚市場の不適切取引に係る本市の対応について

地方卸売市場塩竈市魚市場における不適切な取引が明らかになり、宮城県から令和７年１月１０日付で「卸売市場法第１０条に基づく措置命令」を受けておりましたが、市（市場開設者）としての今後の対応は以下の通りとなりますのでお知らせいたします。

１．不適切な取引の概要と総括

(1)架空会社名義を使用した仕切書の書き換え

①水揚げ漁船が、問屋を通じて水揚げ代金の一部を現金化してほしい旨を卸売業者へ要請。
②問屋が、売買仕切書の書き換えによる現金化の指示を卸売業者に行い、卸売業者が問屋からの指示に基づき、売買仕切書を漁船名義と架空会社名義分に分割し書き換え。
③架空会社名義分が現金化され、卸売業者から問屋を通じて水揚げ漁船に、令和 2 年 10 月 21 日から令和 5 年 3 月 31 日の期間において 145,310,600 円を支払う。

(2)市への水揚げ数量・金額の一部未報告に伴う魚市場施設使用料の未払

①卸売業者は、現金化した架空会社名義分の一部の数量・金額を除外した虚偽の報告を、開設者である市に対し、令和 2 年 10 月 21 日から令和 5 年 3 月 31 日の期間において行った。
②卸売業者は虚偽の報告により、市に支払うべき魚市場施設使用料 799,204 円の支払いを免れた。

(3)市としての総括（法的な評価）

卸売業者については、一連の不適切な取引行為の結果として虚偽の報告を市に行い、支払うべき魚市場施設使用料 799,204 円の支払いを免れたことが、塩竈市地方卸売市場条例第７条第１項に違反する行為であり、同条例第 14 条に基づく行政処分（６月以内の施設使用許可の停止）の対象に該当すると判断。また、問屋については、一連の不適切な取引行為を行ったことが塩竈市地方卸売市場業務規則第 48 条の必要な改善措置をとるべき旨の申し入れの対象となるものと判断。

２．塩竈市地方卸売市場条例第 14 条に基づく行政処分（条例第７条第１項違反）

(1)処分を受ける事業者

①事業者名　卸売業者：みなと塩釜魚市場株式会社（代表取締役　志賀直哉）

(2)行政処分の内容

①当該市場荷捌き所及び付帯施設の使用許可の１か月停止
・処分年月日　令和 7 年 1 月 23 日
・使用停止期間　令和 7 年 2 月 22 日から令和 7 年 3 月 21 日
②是正措置　報告数値の訂正、未払いの魚市場施設使用料の早急な支払い、再発防止策の確実な履行

３．塩竈市地方卸売市場業務規則第 48 条に基づく必要な改善措置をとるべき旨の申し入れ

(1)申し入れを行う事業者

①事業者名　問屋（非開示）

(2)申し入れの内容

市場業務の適切かつ健全な運営確保のため業務に関し必要な改善措置（再発防止策の確実な履行及び取組状況・改善点の報告）をとるべき旨の申し入れ
①申し入れ日　令和 7 年 1 月 23 日

４．塩竈市（市場開設者）が講じる再発防止策等

(1)違反期間に担当部署に所属していた市職員（管理・監督職）に対する厳重注意処分
(2)業務規則の改正
①開設者の指導権限の強化（市の立入検査や措置命令等の規定を新設）
②処罰等の厳格化（問屋の登録取り消し規定の新設）
(3)監視体制の強化（水揚げの月次報告書に日々の売上伝票の添付を義務付け、魚市場管理事務所執務職員の増員検討）
(4)卸売業者・問屋が講じる再発防止策の確実な履行の確認と指導・助言

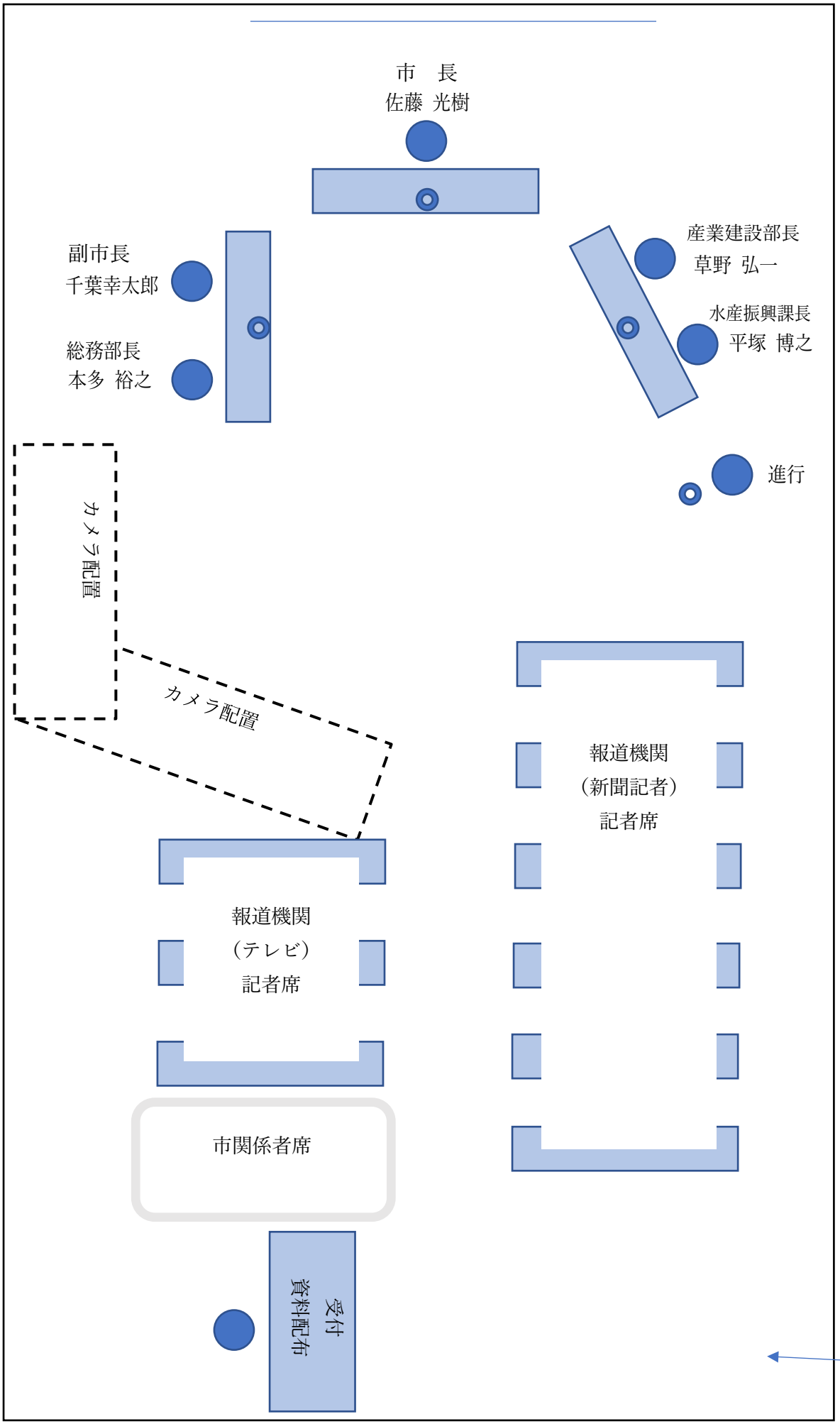
市　長
佐藤 光樹
副市長
千葉幸太郎
総務部長
本多 裕之
産業建設部長
草野 弘一
水産振興課長
平塚 博之
進行
カメラ配置
カメラ配置
報道機関
（新聞記者）
記者席
報道機関
（テレビ）
記者席
市関係者席
受付
資料配布